



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年8月31日(木) 号外(第4号)

■ 目 次

告 示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第234号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年8月31日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド(通称名ADB-BINACA)及びその塩類
- (2) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ブタン-1-オン(通称名N-Butylbutylone、N-Butylnorbutylone)及びその塩類
- (3) 2-(エチルアミノ)-2-(3-フルオロフェニル)シクロヘキサン-1-オン(通称名FXE、Fluorexetine)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和5年9月1日